

浄化槽機能保証制度の保証期間が5年から10年に変更になりました。

浄化槽機能保証制度に基づく保証の内容

1. 保証の対象

保証の対象となる浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備並びにその付帯設備を含まない。

2. 保証期間

保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から10年とする。ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

3. 対象となる機能異常

保証制度による保証は、施工上の瑕疵により、保証登録浄化槽の機能異常があると判定された場合に行うものとする。ただし以下の場合は含まないものとする。

- (1) 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の瑕疵による場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然変象による場合
- (3) 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- (4) 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
- (5) 保証登録浄化槽の瑕疵によらない自然の消耗・摩滅・さび・かび・変質・変色その他類似の事由による場合
- (6) 保証登録浄化槽の設置者の指図に対し浄化槽工事業者がその不適切なことを指摘したにもかかわらず設置者が採用させた施工方法若しくは資材に瑕疵があった場合

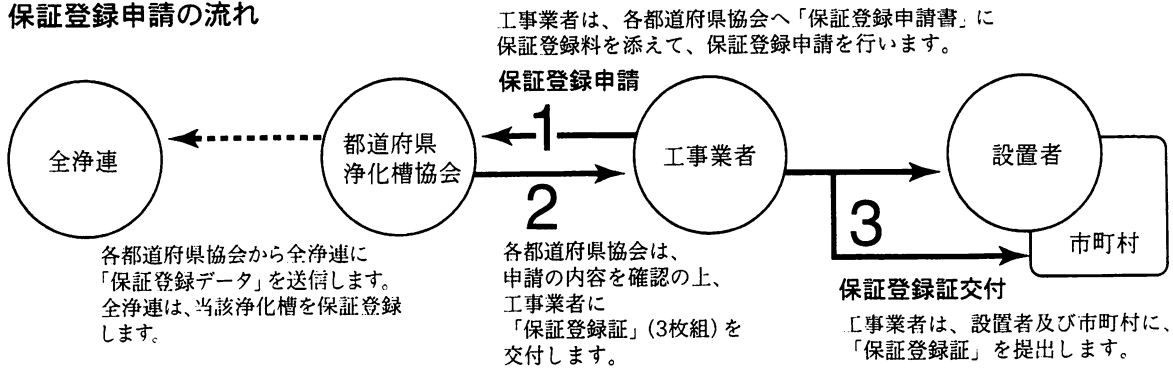
4. その他

設置者が原因者から修補を受けることができる場合に、全浄連が機能保証制度事業運営特定資産により修補したときは、全浄連はその支出した機能保証制度事業運営特定資産の額を限度として、かつ設置者の権利を害さない範囲で、設置者が原因者に対し有する権利を代位取得するものとする。

機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、保証制度に基づいて全浄連が講ずる措置で全浄連が負担する額の1基当たりの限度額は、浄化槽機能保証制度規約施行細則に定められた額とする。

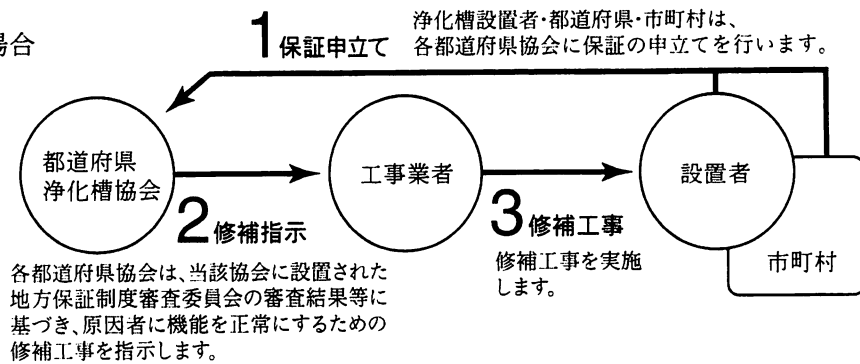
一般社団法人 全国浄化槽団体連合会の機能保証制度の概要

保証登録申請の流れ

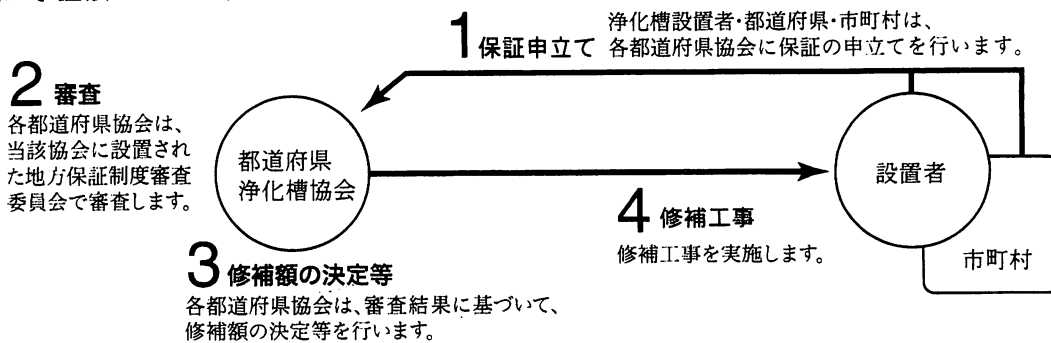


保証の流れ

●原因者が特定できる場合



●原因者が特定できない、または原因者により措置を講じることが著しく困難な場合で、修補工事金額が一定基準以内の場合



●原因者が特定できない、または原因者により措置を講じることが著しく困難な場合で、修補工事金額が一定基準を超える場合

